

入札要項

一 関市

1. 入札希望者は、公用車売払公告、本要項及び売買契約書様式（藤沢支所地域振興課備付）を熟読の上、入札してください。
2. 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書へ本人の記名とともに代理人が記名、押印してください。
3. 入札は、所定の入札書に入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また金額は算用数字を使用してください。
もし金額を書き損じたときは、新たに入札書用紙の交付を受けて書き直してください。
4. 提出済の入札書は、その事由のいかに係わらず、書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。
5. 開札は、入札者の面前で行います。
6. 落札者の決定は、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって申込みした者のうち最高の価格をもって、申込みをした者を落札者とします。
7. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。
8. 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、落札金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延料を納付して、履行期限を延長することができます。ただし、遅延日数が7日を越えたときは、落札は無効とします。
9. 落札者は、落札によって得た権利を契約が完了するまでは第三者に譲渡できません。
10. 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合があります。
11. 入札会に参加しない入札（郵便、電報、電話その他の方法による入札）はできません。
12. 同一の入札において、2人以上の代理人となることはできません。
13. 同一の入札において、1人で2通以上の入札はできません
14. 本要項に定めない事項は、すべて他の関係法律及び一関市財務規則の定めるところによって処理します。